

福島県新型コロナウイルス等対策行動計画（改定案）に対する県民意見公募（パブリックコメント）の結果について

1 募集期間

令和6年12月25日（水）から令和7年1月24日（金）まで

2 意見の提出方法

郵送、FAX又は電子メール

3 意見数

1件

4 いただいた御意見及び県の考え方

No.	ページ	行	御意見	県の考え方
1	7	30	「マスク着用等の咳エチケット等」という表現は、咳をするときの対応法を示したものである。新型コロナウイルス感染症関連の研究で明らかになったように、発症前の無症状期から病原体が伝播することが問題である。したがって、咳が出るときだけでなく無症状者においても、マスクを皆が着用するいわゆる「ユニバーサルマスク」の重要性を、基本対策に入れることがエビデンスに基づいた対応と言える。 また、新型コロナウイルス感染症の対策において重要性が明らかとなったように、医療機関においては、「N95マスク等」の備蓄の重要性を入れる必要があると考える。	御意見を踏まえ、基本的な感染対策の例示記載について、「換気、咳エチケット、 <u>場面に応じたマスク着用</u> 、手洗い、人混みを避ける等」という文言に修正するとともに、第3部第6章第3節「 <u>3-1-2-2 基本的な感染対策等に係る要請等</u> 」について記載する59ページにおいて「 <u>また、病原体の性状によって、症状のない時でも感染させる可能性がある場合には、必要に応じ、県民等に対して症状の有無にかかわらずマスクを着用するよう呼び掛けるなど、より効果的な感染対策の徹底を求める。</u> 」と追記しました。 御意見を踏まえ、第2部第1章第5節「 <u>(4) 医療機関の役割</u> 」について記載する14ページに「 <u>N95マスク等の個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる</u> 」と例示しました。 また、感染症法の規定に基づく医療措置協定を締結するに当たっては、各医療機関等において、N95マスク等の5物資について、2か月分以上の備蓄を推奨しており、138ページの用語集に追記しました。 なお、N95マスクを含む個人防護具に関しては、第3部第12章「物資」の項目においても、医療機関による備蓄について記載しております。
	15	23		
	42	18		
	57	2,6		
	59	2		
	107	17		